平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八六
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇六四
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇四三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二二
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇一〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九八五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九八四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九八四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八三

別表第二（第七条の二関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二三八
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二四八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二八二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二八七
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二九七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇八
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十七年四月二日以後に生まれた者	一・三一二

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第三十一条から第四十四条までにおいて規定する特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例障害年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例老齢農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

3　平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分の平成十三年統合法附則第三十一条第一項に規定する特例退職共済年金、平成十三年統合法附則第三十八条第一項に規定する特例退職年金及び平成十三年統合法附則第三十九条第一項に規定する特例減額退職年金の支給の停止については、なお従前の例による。

農林水産大臣　吉川　貴盛
内閣総理大臣　安倍　晋三

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十五号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。